平成２２年（フ）第７６４号
愛知県みよし市三好町油田25番地１　ライオンズマンション三好312号
債務者　谷口りゅう子
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第７６５号
愛知県みよし市三好町油田25番地１　ライオンズマンション三好312号
債務者　谷口菜摘美
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
静岡県榛原郡川根本町徳山1953番地
債務者　山本　　正
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９７号
静岡県焼津市中根507番地
債務者　鈴木　　守
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
５　免責審尋期日　平成23年１月28日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５号
石川県鳳珠郡穴水町字大町ハの67番地甲
債務者　坂本　テル
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
金沢地方裁判所輪島支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１５６号
鹿児島県薩摩川内市大小路町33番５号　レジデンスウエストヴァレー202
破産者　下水流一行
１　決定年月日　平成22年11月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１３６号
茨城県守谷市松前台１丁目６－７　プルミエールエビハラⅡA102号室、開始決定時の住所茨城県つくばみらい市筒戸1795番地13
破産者　三谷　義治
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第１３７号
茨城県常総市内守谷町きぬの里２丁目３－３　グレイシア101号室、開始決定時の住所茨城県つくばみらい市筒戸1795番地13
破産者　三谷　秀希
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１６５９号
福岡市中央区薬院３丁目７番16―403号
破産者　佐藤喜久代
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５０２号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄北２丁目７番22号
破産者　大和　　信
１　決定年月日　平成22年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２１号
千葉県山武郡芝山町大台682番地
破産者　木川志津枝
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３０３号
奈良市右京２丁目３番地　平城第２団地13―105
破産者　村山登美江
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３５２号
奈良市恋の窪３丁目５番Ｆ―105号
破産者　山口三十三
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３７５号
奈良市般若寺町314番地の23
破産者　中村　隆博
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１０６３号
福岡市博多区光丘町１丁目２番34―201号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区板付３丁目８番22―301号
破産者　新飼　勇人
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５１０号
福岡市南区高宮３丁目18番１号
破産者　舩津　勝海
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３３号
札幌市北区新琴似７条７丁目７番６号　メゾン新琴似203号
破産者　沼崎　朝裕
１　決定年月日　平成22年11月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部